

平成 2 2 年伯耆町  
第 6 回定例会  
条例等議案説明資料概要



平成 2 2 年 1 2 月

伯耆町 総務課

## 議案等説明資料

提出課：住民課

議案名等	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について					
(提案理由及び概要)						
<p>1 理由</p> <p>国の「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が本年4月1日施行されたことに伴い、平成23年度課税に向けてその拡充内容を当該条例に追加するもの。</p>						
2 改正内容						
(1) 対象事業の追加						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 936 794 987">改正後</th> <th data-bbox="794 936 1310 987">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 987 794 1182"> 製造の事業  <u>情報通信技術利用事業【新規】</u>  (例) コールセンター  旅館業(下宿営業を除く) </td> <td data-bbox="794 987 1310 1182"> 製造の事業  旅館業(下宿営業を除く) </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	製造の事業 <u>情報通信技術利用事業【新規】</u> (例) コールセンター 旅館業(下宿営業を除く)	製造の事業 旅館業(下宿営業を除く)		
改正後	改正前					
製造の事業 <u>情報通信技術利用事業【新規】</u> (例) コールセンター 旅館業(下宿営業を除く)	製造の事業 旅館業(下宿営業を除く)					
3 参考						
(1) 適用地域 溝口地域全域						
(2) 課税免除の対象						
家屋(対象事業の用に供するもの)						
償却資産(対象事業の用に供する機械及び装置等)						
土地(当該家屋の敷地の用に供する土地)						
(3) 取得価格要件						
対象設備費等の取得価格額が、年間2700万円超のもの。						
(4) 免除期間 3年度分						
(5) 課税免除額 課税免除対象の全額免除【普通交付税で75%補てん】						
(6) 課税免除実績【過去3年分】						
平成20年度 36,833千円(1社)						
平成21年度 30,526千円(1社)						
平成22年度 35,531千円(1社)						
4 施行期日 公布の日						

## 議案等説明資料

提出課：総合福祉課

議案名等	伯耆町特別医療費助成条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1 理由 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴う改正 子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、対象範囲を拡充し、障害者等の特別医療費受給手続きの負担軽減を図るため、後期高齢者医療及び国民健康保険の保険証等の有効期間に合わせる等、所要の改正を行う。 ( 障害者等...身体障害者(1~2級)、知的障害者(A)、精神障害者(1級))	
2 概要(改正内容)	
【小児】対象範囲の拡充 現行：小学校就学前の児童(小学校就学の始期に達するまでの間にある者) 改正後：中学校卒業(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) 患者負担額、医療費補助率等の変更はない。	
【障害者等】所得判定の切替時期を変更 これに伴い有効期間も変更 現行：助成の対象の決定に際し、前々年の所得を用いて判定することとなる 医療を受ける日の属する月 ... <u>1月から6月</u> 助成の額の決定に際し、前年度分の市町村民税の課税状況を参照して 決定することとなる医療を受ける日の属する月 ... <u>4月から6月</u> 受給資格証有効期間 ... <u>7月1日から翌年6月30日までの1年間</u> 改正後： <u>1月から7月</u> <u>4月から7月</u> <u>8月1日から翌年7月31日までの1年間</u> ただし、有効期間の変更については、平成23年は7月1日から翌年7月31日までの13ヶ月間とし、平成24年から8月1日から翌年7月31日までの1年間に完全移行する。	
【その他】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を生活保護法による保護を受けている者と同様の取扱いとする。(特別医療費助成の対象外とする。)	
3 施行期日等	
【小児】及び【障害者等】 ... 平成23年4月1日 【その他】 ... 公布の日から施行する。	

# 議案等説明資料

提出課:総合福祉課

議案名等	伯耆町医療費助成条例の一部改正について
<p><b>(提案理由及び概要)</b></p> <p>1 理由 伯耆町特別医療費助成条例の一部改正に伴う改正</p> <p>2 概要(改正内容)</p> <p>【小児】対象範囲の縮小(削除) 現行:小中学生(小学校又は中学校に就学している者) 改正後:削除(特別医療費助成の小児区分が中学生まで拡充されたため) 経過措置として、改正前の対象者について、改正後6ヶ月間は従前の助成を行う。</p> <p>【障害者等】所得判定の切替時期を変更(特別医療費助成条例の改正と合わせる) 現行:助成の対象の決定に際し、前々年の所得を用いて判定することとなる医療を受ける日の属する月 ... <u>1月から6月</u> 助成の額の決定に際し、前年度分の市町村民税の課税状況を参照して決定することとなる医療を受ける日の属する月 ... <u>4月から6月</u> 改正後: <u>1月から7月</u> <u>4月から7月</u></p> <p>【その他】 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を生活保護法による保護を受けている者と同様の取扱いとする。(特別医療費助成の対象外とする。)</p> <p>3 施行期日等 【小児】及び【障害者等】 ... 平成23年4月1日 【その他】 ... 公布の日から施行する。</p>	